

「金田北中学校の昇降口へのスロープ設置」とのご意見について回答いたします。

令和4年12月27日 掲示

車いすの利用やスロープ・階段手すりが必要な児童生徒が入学する場合につきましては、小学校においては入学前（就学時）検診の際に情報を把握し、中学校においては学区内の小学校と情報共有を行っております。

また、ご指摘くださいましたように、あらかじめ、昇降口や玄関、階段や段差などにスロープを設置することが望ましいですが、障害等がある児童生徒の個々の状況により必要な設備が異なることから、実際にスロープ等の設備が必要な児童生徒の入学が決まった後、その児童生徒の保護者、学校教諭及び教育委員会で現地確認を行い、こういった設備が必要かを協議し、必要な設備を設置する対応をしております。

全国的にも学校施設については、災害等の緊急時には避難所として利用されることとなっておりますので、学校施設のバリアフリー化の推進が求められております。本市といたしましても、大規模改修などを実施する学校にはスロープや手すりの設置を検討しておりますが、一斉に設置する計画には至っておらず、個別や随時対応することとしております。

また、地域の高齢者等の学校利用につきましても、玄関や出入口の段差解消の措置を検討いたします。

【回答に関する問い合わせ先】

教育部 教育総務課 学校施設係 TEL：0287（23）3112

令和4年12月27日

大田原市 総合政策部 情報政策課 広報広聴係 TEL：0287（23）8700